

## 沼津市制100周年記念カウントダウン写真募集要項

### 1 目的

沼津市が令和5年7月1日に市制施行100周年を迎えるにあたり、市民を中心に記念日までのカウントダウン写真を募集し、記念日の100日前から順次市ホームページ等へ掲載することにより、市制100周年の祝賀ムードの醸成や認知の拡大を図ることを目的に実施します。

### 2 募集内容

カウントダウンボードや人文字をつくるなどの創意工夫を凝らした、カウントダウン日数のわかる写真を募集します。

募集する写真は、縦長・横長はどちらでも構いませんが、1,920×1,080ピクセル以上のJPEGで、データ容量は、5MB以内とします。

### 3 募集期間

令和4年10月7日（金）から令和4年11月30日（水）まで

※ 掲載予定数に達し次第、募集を終了します。（先着順）

※ 掲載予定数に達しなかった場合は、随時募集を行います。

### 4 応募対象者

沼津市にゆかりのある人（市内在住・在勤・在学の人、本市出身者、市内の学校の卒業した人など）、市内で活動する団体・企業など

### 5 応募方法等と掲載に至るまでの流れ

#### (1) 参加意思の確認

下記必要事項を明記の上、「9 応募先・問合せ先」に電子メールにてご応募ください（必要事項は、メール本文に記載してください）。メールの件名を、「市制100周年記念カウントダウン参加応募」としてください。

なお、掲載日（カウントダウン日数）の指定はできません。

#### 【必要事項】

- ① 応募者氏名（グループの場合は、代表者の氏名）
- ② 保護者氏名（応募者が未成年の場合）
- ③ 応募者電話番号

④ 掲載する名前（ニックネーム）又はグループ名

※ 掲載する名前の記載がない場合は、応募者氏名を掲載します。

(2) カウントダウン日数の指定

後日、応募者に対し、カウントダウン日数の指定を行います。

なお、応募時に必要事項が適切に記載されていない場合や、応募の段階で本事業に適さないと判断される場合は、カウントダウン日数の指定を行わないことがあります。

(3) 写真の提供

カウントダウン日数を指定された応募者は、令和5年1月13日（金）までに、指定された日数の入った写真データを提供してください。

なお、締切日までにデータの送付がない場合は、カウントダウン日数の指定を取り消すことがあります。

## 6 掲載方法

(1) 掲載開始日：令和5年3月23日（木）

※ 市制100周年記念日の100日前から掲載を開始します。

(2) 掲載媒体：市公式ホームページ及び沼津市の公式SNS等

※ 掲載日以降も市ホームページ等に掲載します。

※ 掲載の都合上、必要に応じて、写真等の加工を行います。

## 7 掲載対象外とする写真

(1) 宗教・営利を目的としたもの、政治目的のもの（選挙運動を含む。）、著作権や第三者の権利を侵害するもの、名誉・信用・プライバシー等を毀損するもの、迷惑行為となるもの、差別的なもの、公序良俗に反するもの、その他法令違反となるもの、又はそのおそれがあると本市が判断するもの

(2) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有するもの

(3) 本市が指定したデータ形式やサイズ以外のもの

(4) その他本市が適さないと判断したもの

## 8 注意事項

- (1) 応募にあたっては、本募集要項をよく読んで、代表者だけでなく、写真データに写る全員が同意の上でご応募ください。
- (2) 応募時点で、本募集要項に同意いただいたものとみなします。また、未成年者の応募については保護者の同意があったものとして取り扱います。
- (3) 写真データの提供方法等については、カウントダウン日数の指定時にご案内します。
- (4) 応募写真について、第三者との間に権利侵害など何らかの責任問題が発生した場合は、応募者自らの責任と費用で解決してください。本市では一切の責任を負いません。
- (5) 応募に関する費用については、応募者の負担とします。
- (6) 電子メール送信中に事故等によりメールが届かない場合や、何らかの障害又は本市のセキュリティ上、データファイルを展開できない等の問題が発生した場合、本市は一切の責任を負いません。
- (7) 応募写真は、市制100周年の広報活動のために、記念式典や市広報紙等の広報媒体にて使用させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (8) 個人情報、掲載に関する事項、応募者への連絡以外の目的には使用しません。
- (9) 氏名の掲載を望まれない場合は、必ずニックネームを記入してください。
- (10) 本募集要項に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合は、本市の判断により決定します。
- (11) 掲載したあとであっても、掲載対象外となる事由が発生した場合は、掲載を取り消します。
- (12) 参加対象となっても、応募された写真が掲載対象外となるものであった場合は、参加資格の取消し又は代替の写真を求めることがあります。
- (13) 本募集要項に基づく応募以外に、催事等で本市から市制100周年記念カウントダウン写真の撮影を依頼する場合があります（本募集要項に基づき応募された写真等以外が掲載される場合があります）。

9 応募先・問合せ先

沼津市 政策企画課 市制100周年記念事業推進室

担 当：大木、横山

住 所：〒410-8601 沼津市御幸町16番1号

電 話：055-934-4767

F A X：055-934-5011

e-mail：[100th@city.numazu.lg.jp](mailto:100th@city.numazu.lg.jp)